

宮崎県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ基本方針

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は生活、経済、社会のあらゆる面で拡大しています。一方で、個人情報漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊、改ざん、操作ミス等によるシステム障害等が後を絶ちません。また、自然災害によるシステム障害にも備える必要があります。

本広域連合は、県内の構成市町村と連携しながら、被保険者等の個人情報や後期高齢者医療制度の運営上重要な情報を多数取り扱うため、広域連合ネットワークや情報システムを活用しています。従って、これらの情報資産を様々な脅威から防御することは、住民の権利、利益を守るためにも、また、制度の安定的、継続的な運営のためにも必要不可欠です。

これらの状況を鑑み、本広域連合では、情報資産に対する安全対策を推進し、住民からの信頼を確保するため、以下に積極的に取り組むことを宣言します。

- (1) 情報セキュリティ対策に取り組むための全庁的な体制を確立する。
- (2) 情報セキュリティ対策の基準として情報セキュリティ対策基準を策定し、その実行ための手順等を盛り込んだ実施手順を策定する。
- (3) 本広域連合の保有する情報資産を適切に管理する。
- (4) 情報セキュリティの重要性を認識させ、当該対策を適切に実施するために、職員等に対して必要な教育を実施する。
- (5) 情報セキュリティに関する事故が発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、緊急時対応計画を定める。
- (6) 情報セキュリティ対策の実施状況の監査及び自己点検等を通して、定期的に対策の見直しを実施する。
- (7) 全ての職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順を遵守する。
- (8) 地域全体の情報セキュリティの基盤を強化するため、地域における広報啓発や注意喚起、官民の連携・協力等に積極的に貢献する。

平成19年11月1日

宮崎県後期高齢者医療広域連合長